

低炭素型地域活力創造事業（本市単独事業）の概要（案）について

1 目的

「経済危機対策臨時交付金」を活用し、国の経済危機対策における「低炭素革命」と連携しながら、本市独自の環境対応製品の普及・促進策を早期に講ずることにより、家庭におけるCO₂の削減と個人消費のさらなる広がりを喚起する。

2 事業の考え方

- ・ 環境対応型自動車への買換えや住宅の省エネルギー化をさらに促進するため、購入費・設置費の一部を個人に対して助成する。
- ・ 家庭でのCO₂削減効果の高い製品を対象とする。
- ・ 日照時間が長いことや自動車保有台数が多いことなど、本市の地域特性や企業立地等に配慮する。

3 助成内容（案）

(1) 環境対応型自動車買換え購入費補助

ア 補助条件

- ・ 個人であること
- ・ 該当する新車を購入する際、買換えとなる既存車両の新車登録日が、平成14年6月30日以前であること（概ね7年以上経過したもの）
- ・ 購入する車両の新車登録日が、平成21年7月1日から平成22年3月31日であること
- ・ 本市に一定期間住所を有し、市税に滞納が無いこと 等

イ 補助金額及び対象車種

車両本体価格の5%程度（上限あり）

- (ア) クリーンエネルギー型自動車（ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車、天然ガス車、メタノール車、クリーンディーゼル車で、排気量が2,000CC以下のものに限る。）
- (イ) 低燃費車等（「平成22年度燃費基準+15%以上」かつ「平成17年度排出ガス規制値75%低減」の車両）

ウ その他

国の経済危機対策メニューと併用することが可能

(2) 住宅用高効率給湯器の設置費補助

ア 補助条件

- ・ 設置する製品が、国の補助事業で規定している適合品であり、未使用であるもの
- ・ 該当する製品の設置日が、平成21年7月1日から平成22年3月31日であること
- ・ 自ら居住する市内の住宅に設置すること
- ・ 設置場所と同所に住所を有し、市税に滞納が無いこと 等

イ 補助金額及び対象製品

購入価格の5%程度（定額補助）

- (ア) 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）
- (イ) 潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）
- (ウ) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
- (エ) 家庭用ガスエンジン給湯器（エコウィル）

(3) 住宅用太陽光発電システムの設置費補助

ア 補助条件

現在実施している本市の同補助事業と同じ

- ・ 平成21年度に自ら居住する市内の住宅にシステムを設置すること
- ・ システム設置場所と同所に住所を有し、市税に滞納がないこと 等

イ 補助金額

出力1kW当たりの単価を増額（上限4kW）